

窒素酸化物の排出基準

令別 第一の 番号	細 番号	ばい煙発生施設の種類	規模 最大定格排 ガス量(万 m ³ N/h)	残存酸素 濃度On(%)	排出基準(ppm)												
					設置年月日												
					S48.8.9 以前	48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.1 0 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S52.9.9	S52.9.10 ～ S54.8.9	S54.8.10 ～ S58.9.9	S58.9.10 ～ S59.9.9	S59.9.10 ～ S60.9.9	S60.9.10 ～ S62.3.31	S62.4.1 ～ H2.9.9	H2.9.10 以後		
1	①	ガス専焼ボイラー(⑩～⑳を除く)	50以上	5	130												
			10～50		130												
			4～10		130												
			1～4		150												
			1未満		150												
	②	低品位炭燃焼ボイラー(天井バーナー)	70以上	6	400	300						200					
			50～70		420	300						250					
			20～50		420	350	300						250				
			4～20		450	350	300						250				
			1～4		450	380	350										
			0.5～1		450	380	350										
	③	天井バーナー 30万m ³ N/h以上	70以上	6	480	300						200					
			50～70		480	300						250					
			30～50		480	350	300						250				
	④	低品位炭 専焼ボイ ラー	70以上	6	550				300				200				
			50～70		550				300				250				
	⑤	30万m ³ N/h以上、 ③、④以外	70以上	6	480				300				200				
			50～70		480				300				250				
			30～50		480	350	300						250				
	⑥	低品位炭燃焼ボイラー(火炉分 割壁型、火炉熱発生率14万 Kcal/m ³ h以上、④、⑤以外)	70以上	6	400				300				200				
50～70			420				300				250						
20～50			420		350	300						250					
4～20			450		350	300						250					
1～4			450		380	350											
⑦	石炭専焼ボイラー(前面燃焼方 式、自然循環型、火炉熱発生 率14万kcal/m ³ 以上、20万～25 万m ³ N/hのもの)	20～25	6	450	350	300						250					
		⑧		接線型チルチング バーナー、100万 m ³ N/h以上	100以上	6	430	300						200			
					⑨	石炭燃焼 ボイラー	1～4	450	380	350				380	360	350	
0.5～1	450	380	350				390	360	350								
0.5未満	480						380				360	350					
⑩	散布式ストーカー 型、4万～10万 m ³ N/h以上	4～10	6	450	350	300						320					
		⑪		流動層燃焼方式、4万m ³ N/h未 満	0.5～4	450	380	350				360	350				
0.5未満	480				380				360	350							
⑫	火炉熱発生率20万Kcal/m ³ 以 上、再熱再生抽気復水自然循 環型、59.12.31までに固体燃焼 ボイラーに転換するもの、50～ 70万m ³ N/hのもの	50～70	6	420				300				250					
		70以上		400				300				200					
		50～70		420				300				250					
		20～50		420	350	300						250					
		4～20		450	350	300						250					
⑬	②～⑫以外	0.5～4	6	450	380	350											
		0.5未満		480				380				350					
		⑭		原油タール燃焼、硫黄酸化物処 理施設付きで100万m ³ N/h未 満	50～100	4	210	180	150	130							
					10～50		210	180	150								
					4～10		280	180	150								
1～4	280				150												
0.5～1	280				180												
0.5未満	280(過負荷燃焼型は適用しない)				180												
⑮	原油タール燃焼、⑭以外	50以上	4	180				150	130								
		10～50		190	180	150											
		4～10		250	180	150											
		1～4		250				150									
		0.5～1		250				180									
0.5未満	250(過負荷燃焼型は適用しない)				180												
⑯	原油タール燃焼以外、硫黄酸 化物処理施設付きで100万 m ³ N/h未 満	50～100	4	210	180	150	130										
		10～50		210	180	150											
		4～10		210	180	150											
		1～4		250				150									
		0.5～1		280				180									
0.5未満	280(過負荷燃焼型は適用しない)				180												
⑰	⑭～⑯以外	50以上	4	180				150	130								
		10～50		190	180	150											
		4～10		190	180	150											
		1～4		230				150									
		0.5～1		250				180									
0.5未満	250(過負荷燃焼型は適用しない)				180												

窒素酸化物の排出基準

令別 第一の 番号	細 番号	ばい煙発生施設の種類		規模 最大定格排 ガス量(万 m ³ N/h)	残存酸素 濃度On(%)	排出基準(ppm)										
						設置年月日										
						S48.8.9 以前	48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.1 0 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S52.9.9	S52.9.10 ～ S54.8.9	S54.8.10 ～ S58.9.9	S58.9.10 ～ S59.9.9	S59.9.10 ～ S60.9.9	S60.9.10 ～ S62.3.31	S62.4.1 ～ H2.9.9	H2.9.10 以後
1	⑱	小型ボイラー(伝熱面積10m ² 未満で、バーナー燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上)	ガス専焼、軽質液体燃料(灯油、軽油、又はA重油)専焼、ガス及び軽質液体燃料混焼			当分の間適用しない										
	⑲	バーナー	固体燃焼	6		当分の間適用しない								350		
	⑳	燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上)	液体燃焼(軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの)	4		当分の間適用しない								300	260	
2	①	ガス発生炉、加熱炉		7		170				150						
	②	水素製造用ガス発生炉(天井バーナー燃焼方式)		7		360				150						
3	①	ペレット焼結炉	ガス燃焼に限る	1以上 1未満	15	540		220								
			①以外	1以上 1未満		300		220								
	②	焼結炉	フェロンマンガン製造用焼結炉(①、②以外)	10以上 1～10 1未満	15	260		220								
			①～④以外	10以上 1～10 1未満		270		220								
	③	煨焼炉	アルミナ製造用	10以上 1～10 1未満	15	260		220								
			①～④以外	10以上 1～10 1未満		270		220								
	④	煨焼炉	アルミナ製造用	1以上 1未満	10	350		220		200						
			⑤以外	1以上 1未満		350		200								
⑤	焙焼炉	フェロンマンガン製造用	⑦以外	14	400		220									
		⑦以外	⑦以外		250		220									
4		溶鉱炉		14		120				100						
5		金属溶解炉(キュボラ以外)		12		200				180						
6	①	ラジアントチューブ型	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11	200		100									
			10以上 1～10 0.5～1 0.5未満		11	適用しない		100								
			①、②以外			10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	適用しない		180							
	①、②以外	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	適用しない			180										
	②	金属加熱炉	鍛接鋼管用	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11	160		100								
			①、②以外	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満		170		150		130						
7	①	硫酸化合物処理施設が付属	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170		100									
			4以上 1～4 0.5～1 0.5未満		6	170		150		130						
			③			エチレン製造用分解炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170		150		100			
			②			②以外	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満		180		150		130			
	④	石油製品、石油化学製品等の製造用加熱炉	エチレン製造用独立加熱炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満		6	170		100							
			エチレン製造用独立加熱炉、メタノール製造用改質炉(空気予熱器を有するもの)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6		170		150		100					
			アンモニア製造用改質炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満			6	170		150		100				
			①～⑥以外	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満				170		150		100				
	⑤	アンモニア製造用改質炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6		180		150		130						
			①～⑥以外		4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	180		150		130						
	⑥	アンモニア製造用改質炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170		150		100							
			①～⑥以外		4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	180		150		130						
	⑦	アンモニア製造用改質炉	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6	170		150		100							
			①～⑥以外		4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	180		150		130						
8		触媒再生塔		6		300				250						
8の2		燃焼炉		8		300				250						
9	①	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン)	10以上 10未満	15	300		250									
			②		湿式	10以上 10未満	適用しない		250							
	②	セメント焼成炉	②以外	10以上 10未満	10	480		250								
			②以外	10以上 10未満		480		350								
	④	耐火レンガ、耐火物原料製造用焼成炉		18		450				400						
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶解炉		15		400				360						
	⑥	光学ガラス、電気ガラス、フリット製造用溶解炉		16		900				800						
	⑦	④～⑥以外のガラス製造用溶解炉		15		500				450						
⑧	その他焼成炉、溶解炉		15		200				180							

窒素酸化物の排出基準

令別 第一の 番号	細 番号	ばい煙発生施設の 種類	規模 最大定格排 ガス量(万 m ³ N/h)	残存酸素 濃度On(%)	排出基準(ppm)											
					設置年月日											
					S48.8.9 以前	48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.1 0 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S52.9.9	S52.9.10 ～ S54.8.9	S54.8.10 ～ S58.9.9	S58.9.10 ～ S59.9.9	S59.9.10 ～ S60.9.9	S60.9.10 ～ S62.3.31	S62.4.1 ～ H2.9.9	H2.9.10 以後	
10	①	硫酸カリウム製造用反応炉		6	250					180						
	②	反応炉、 直火炉	硫酸製造用反応炉(窒素酸化物を触媒とする ものに限る)	15 (S54.8.10 以降設置 は6)	700					180						
	③		①、②以外	6	200					180						
11		乾燥炉		16	250					230						
13	①	廃棄物焼 却炉	連続炉	浮遊回転燃焼式	4以上 4未満	900			450							
	②			特殊廃棄物焼却炉 ※注	4以上 4未満	300			250							
	③			①、②以外	4以上 4未満	900			700							
	④			連続炉以外	4以上	300			250							
14	①	銅、鉛、亜 鉛精錬用 焙焼炉、 焼結炉、 溶鋸炉、 溶鋸炉、 転炉、溶 解炉及び 乾燥炉	焙焼炉		14	250					220					
	②		焼結炉		15	300					220					
	③		溶鋸炉	亜鉛の鋸滓処理炉(石炭、コーク スを燃料・還元剤とするもの)		15	450									
	④			亜鉛の立型蒸留炉		15	230					100				
	⑤		③、④以外			15	200					100				
	⑥		溶解炉	銅の精製炉(アンモニアを還元		12	330									
	⑦			⑥以外		12	200					180				
	⑧		乾燥炉			16	200					180				
18		活性炭製造用反応炉		6	200					180						
21	①	燐等又は複合肥料製 造	焼成炉		15	200					180					
	②		溶解炉		15	650					600					
23	①	トリポリ硫酸ナトリウム 製造用	焼成炉		15	200					180					
	②		乾燥炉		16	200					180					
24		鉛二次精錬等用溶解炉		12	200					180						
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12	200					180						
26	①	鉛系顔料 製造用	溶解炉	鉛系顔料製造用溶解炉	12	200					180					
	②		溶解炉	鉛酸化物製造用溶解炉	Os	200					180					
	③		反射炉		15	200					180					
	④		反応炉		6	200					180					
	⑤		鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		Os	200					180					
27		硝酸製造施設		Os	200											
28	①	コークス炉	オート型	10以上 10未満	7	適用しない			200	170						
	②		①以外	10以上 10未満	7	350			200	170						
						350			250	170						

注：特殊廃棄物焼却炉とは、ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの。

令別 第一の 番号	細 番号	ばい煙発生施設の 種類	規模 最大定格排 ガス量万 (m ³ N/h)	残存酸素 濃度On(%)	排出基準(ppm)					備考	
					設置年月日						
					S63.1.31 以前	S63.2.1 ～ H1.7.31	H1.8.1 ～ H3.1.31	H3.2.1 ～ H6.1.31	H6.2.1以 後		
29	①	ガスタービ ン	ガス専焼	4.5以上	16	適用しな い	70				
	4.5未満			90			70				
	4.5以上			100			100				
	4.5未満			120			100				
30	①	ディーゼル 機関	シリンダ内径400mm以上	13	適用しな い	1600	1400	1200			
	①以外		950								
31		ガス機関		0	2000			1000	600		
32		ガソリン機関		0	2000			1000	600		